

## 合議体の構成について

合議体の担当事務	合議体を構成する委員
税等に係る審査請求事件	野一色 直 人
	平 岡 久
	松 村 信 夫
児童福祉等に係る審査請求事件	野 田 崇
	平 岡 久
	松 村 信 夫
生活保護等に係る審査請求事件	曾 和 俊 文
	前 田 雅 子
	矢 倉 昌 子

(五十音順)

(※)この表は、合議体を構成する委員の基本的な分担を示したものであり、審査庁(知事)から審査会に諮問されたときに、大阪府行政不服審査会条例第7条第1項の規定により、会長が当該委員を指名します。